

# 志摩市発注工事における 労務費等を明示した工事費等内訳書・請負代金内訳書の提出について

入契法等の改正に伴い、公共工事では工事費等内訳書(※1)及び請負代金内訳書(※2)に、

- ・「労務費」
- ・「材料費」
- ・「法定福利費の事業主負担額」
- ・「建設業退職金共済制度の掛金」
- ・「安全衛生経費」

(以降「労務費等」という。)

を記載することが必要となりました。

※1・・・入契法第12条に基づいて入札時に入札書に同封して提出する内訳書

※2・・・工事請負契約約款第3条に基づいて契約締結後14日以内に工程表と合わせて提出する内訳書

志摩市が発注する建設工事においては、令和8年6月1日以降に公告、指名通知を行う案件から以下の対応が必要となります。

## 【入札時】

入札参加者は、入札書に同封して提出している工事費等内訳書に労務費等を記載することが必要となります。

注意：記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は無効の入札として取り扱います。

※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としないこととします。(記載内容について確認を行う場合があります)

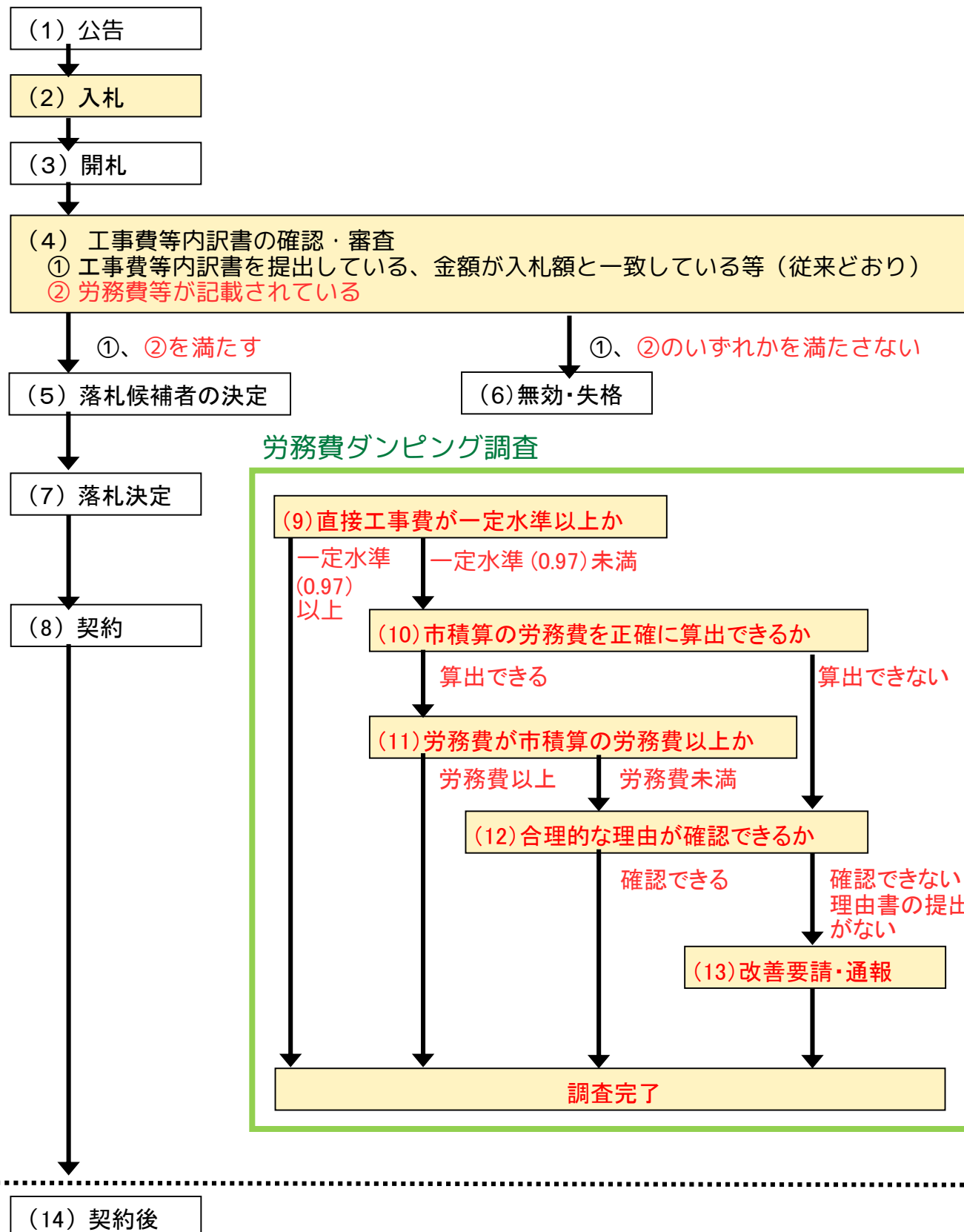
## 【契約後】

受注者は、労務費等を記載した請負代金内訳書の提出が必要となります。

※この対応は労務費行き渡りの徹底という、入契法第12条の趣旨を踏まえ実施するものです。

# 1 労務費等を明示した工事費等内訳書・請負代金内訳書の対応フロー

## ○対応フロー



## ○留意事項

受注者	発注者
(2) 労務費等を記載した工事費等内訳書を提出する【P3～6】	
	(4) 労務費等に一つでも「未記入」・「事項無し」がある場合は無効とする【P7】 (検査契約課)
※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としません。	
	(9) 一定水準は、市積算の直接工事費に0.97を乗じた金額とする【P8】 (発注課)
	(10) 算出できる：市積算に市場単価が一切含まれない場合 算出できない：上記以外【P9】 (発注課)
	(11) 市積算の労務費未満の場合は理由の確認を行う【P9】 (発注課)
(12) 理由書の提出を求められた場合は期限日までに理由書を提出する【P10～12】	(12) 合理的な理由は、記載例を参考に判断する【P10～11】 (発注課)
	(13) 受注者に改善要請。検査契約課に報告を行う【P12】 (発注課)
	(13) 検査契約課が建設Gメンに通報【P12】 (検査契約課)
(14) 契約後14日以内に労務費等を記載した請負代金内訳書を提出する【P13】	(14) 請負代金内訳書に労務費等を確認(法定福利のみ)【P14】 (発注課)

## 2 工事費等内訳書の記載方法（入札参加者）（1/4）

入札参加者は、発注者が指定する工事費内訳書(入札時提出用)等を使用してください。  
 入札参加者は、下記の①～⑤全ての項目を記載して提出してください。

※注意※ 一つでも、「未記入」や「事項無し」の場合は無効となります。

(※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としません。)

工事名	会社名 代表者名	数量	単価	金額	摘要
L1 道路修繕					
L2 道路土工					
L3 掘削工					
L3 残土処理工					
L2 仮設工					
L3 交通管理工					
L1 直接工事費					
L1 共通仮設費					共通仮設費(合計)
L2 共通仮設費					共通仮設費(積上げ分計)
L3 技術管理費					
L2 共通仮設費(率計上)					共通仮設費(率計上)
L1 純工事費					
L2 現場管理費					
L1 工事原価					
L2 一般管理費等					
L1 工事価格					

<b>追加</b>	① (直接工事費のうち、労務費)		円)
	② (直接工事費のうち、材料費)		円)
	③ (現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額※)		円)
	④ (現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金)		円)
	⑤ (工事原価のうち、安全衛生経費)		円)

※建築工事においては、直接工事費及び現場管理費に現場労働者の法定福利費が含まれることから、③を「工事原価のうち現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」とします

① 労務費 (工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受取るべき賃金の原資)  
 直接工事費に含まれる労務費を記載してください。  
 (※工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外となります。)  
 労務費 = 必須項目 + 任意項目  
 ※必須項目は必ず記載してください。  
 ※任意項目は可能な限り記載してください。

表1 工事費等内訳書へ記載する内容(労務費)

R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>積上げ積算方式の工種</li> <li>施工パッケージ型積算方式の工種</li> <li>見積単価(材工分離が可能なもの)</li> </ul>	
任意項目	市場単価の工種	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋工</li> <li>法面工(吹付、法枠)</li> <li>鉄筋挿入工(ロックボルト)</li> <li>道路(公園)植栽工</li> <li>橋梁付属物工(伸縮継手)</li> <li>橋面防水工</li> <li>インターロッキングブロック工</li> <li>薄層カラー舗装工</li> <li>防護柵設置工</li> <li>道路標識設置工</li> <li>道路付属物設置工</li> <li>軟弱地盤処理工(サンドドレーン工法)</li> <li>グレーピング工</li> <li>コンクリート表面処理工等</li> </ul>
	土木工事標準単価の工種	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画線工</li> <li>橋梁塗装工</li> <li>構造物とりこわし工</li> <li>コンクリートブロック積工(1割未満の積ブロック)</li> <li>質量150kg/個未満)</li> <li>排水構造物工(プレキャストU型側溝、自由勾配側溝)等</li> </ul>
	建設機械の運転労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積単価(材工分離が不可能なもの)</li> </ul>

## 2 工事費等内訳書の記載方法（入札参加者）（2/4）

### ② 材料費（工事の施工に直接使用される材料の調達費用）

直接工事費に含まれる材料費を記載して下さい。  
（※工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外となります。）

材料費 = 必須項目 + 任意項目  
 ※必須項目は必ず記載して下さい。  
 ※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表2 工事費内訳書へ記載する内容（材料費） R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	・ 主要な材料費(積上げ計上されているもの)	・ 生コンクリート ・ アスファルト合材等
任意項目	・ 雑材料(率計上されているもの)	・ 材料ロス分、目地モルタル、水等
	・ 建設機械の燃料費	・ 軽油、ガソリン等
	・ 仮設材の賃貸料金	・ 敷鉄板、矢板等のリース料金

### ③ 法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分）

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額(建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額)を記載して下さい。

算出方法は以下のいずれかとして下さい。

1. 労務費を算出し、法定福利費を求める場合  
 $\text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$
2. 労務費の算出が困難な場合  
 $\text{工事価格} \times \text{工事価格あたりの平均的な法定福利費の割合(概ね4\%)}$
3. 下請企業から提出された見積書を活用するケース  
 $\text{下請法定福利費} + \text{下請法定福利費} + \dots \text{法定福利費を合算し算出}$

【参考・三重県HP】法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について

[https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300109\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300109_00003.htm)

### ④ 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費）

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載して下さい。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、1による算出を基本とし、これにより難しい場合は2または3により算出して下さい。

1. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合  
 $\text{就労予定延人数} \times \text{販売価格(320円)}$
2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合  
 $\text{総工事費} \times \text{購入率} \times (1.1/1000 \sim 4.8/1000) \times (\text{労働者の加入率} \div 70\%)$

※購入率や計算ツール等が建退共本部HPに掲載されているためご確認ください  
 【参考・建退共HP】共済証紙・退職金ポイントを購入するときは  
<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html>

【共済証紙の購入について】  
 共済証紙は必要な分だけ購入して下さい。  
 工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です

## 2 工事費等内訳書の記載方法(入札参加者)(3/4)

### ⑤ 安全衛生経費 (労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載して下さい。

安全衛生経費 = **A** 直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費  
+ **B** 間接工事費に含まれる安全衛生経費

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載して下さい

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載して下さい。

ただし、これにより難しい場合は、各団体の算出例を参考に記載して下さい

表3 「安全衛生経費」の考え方(土木工事の場合)

費用区分	主な内容	細目		
<b>A</b> 直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め	・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
		土留め支保工	・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)	
		作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制	・ 交通誘導警備員	
<b>B</b> 間接工事費	共通仮設費	仮囲い	・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
		準備費	調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用 ・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に要する費用	・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			安全管理等に要する費用	保護具類 ・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度ほか)	
			・ 排気管、圧力計(高压室内)、照明器具	
		警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道)	
			・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など		
現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備		
現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断(一般・特殊健診)		
	安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典:「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(株)建設産業振興センター  
注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

出典: 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン

### 【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費

国土交通省HP「[建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて](#)」(※1)において、各団体の算出例が公開されています。下表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8.9~12.0%となっています。

表4 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率	URL
(一社)日本左官工事業連合会	9.0%	<a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892592.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892592.pdf</a>
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%	<a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892579.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892579.pdf</a>
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%	<a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892588.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892588.pdf</a>
全国仮設安全事業協同組合	10.2%	<a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892589.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001892589.pdf</a>
(一社)日本機械土工協会	8.9%	<a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001968837.pdf">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001968837.pdf</a>

出典: 国土交通省HP/建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(※1)  
/安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」各専門工事団体提出資料

※1 国土交通省HP/建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzenseisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzenseisei.html)

<参考>

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合(目安)
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費(率計上分)	約9~12%	約3%

## 2 工事費等内訳書の記載方法(入札参加者)(4/4)

工事費内訳書には入札金額の内訳として、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、記載をお願いします。

ただし、当面の間、労務費、材料費、建設業退職金共済制度に係る掛金、安全衛生経費について、次の1)、2)の場合は、以下の通り記載して下さい。

※法定福利費は、以下の取扱いの対象外です。必ず金額の記載をして下さい。

- 1) すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- 2) 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

### 《工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ》

(直接工事費のうち、労務費)	①		円)
(直接工事費のうち、材料費)	②		円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額)	③		円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金)	④		円)
(工事原価のうち、安全衛生経費)	⑤		円)

#### ③法定福利費について

- ・算出可能な金額を必ず記載してください
- ※金額が未記入の場合は無効の入札として取り扱います。

#### ①・②・④・⑤について

- ・「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。  
(※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としません。)
- ・すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合は、計上可能な分のみ記載し、その旨がわかるように記載してください。

注意: 記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は無効の入札として取り扱います。

(※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としません。)

### 3 工事費等内訳書の確認(発注者)

発注者は、提出された工事費内訳書(入札時提出用)の労務費等を確認します。

工事費内訳書(入札時提出用)

工事名		会社名 代表者名					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
L1	道路修繕	式					
L2	道路土工	式					
L3	掘削工	式					
L3	残土処理工	式					
L2	仮設工	式					
L3	交通管理工	式					
L1	直接工事費	式					
L1	共通仮設費	式				共通仮設費(合計)	
L2	共通仮設費	式				共通仮設費(積上げ分計)	
L3	技術管理費	式					
L2	共通仮設費(率計上)	式				共通仮設費(率計上)	
L1	純工事費	式					
L2	現場管理費	式					
L1	工事原価	式					
L2	一般管理費等	式					
L1	工事価格	式					

(直接工事費のうち、労務費		円)
(直接工事費のうち、材料費		円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		円)
(工事原価のうち、安全衛生経費		円)

P 6 に基づき、確認をします。

＜参考＞工事費等内訳書取り扱い要領(抜粋)  
 2. 内訳書の記載内容、提出方法及び無効等判断基準  
 (1)～(3) (略)  
 (4)内訳書について、次のいずれかに該当した場合には、  
 その者の行った入札は無効として取り扱うものとする。

ア～オ (略)

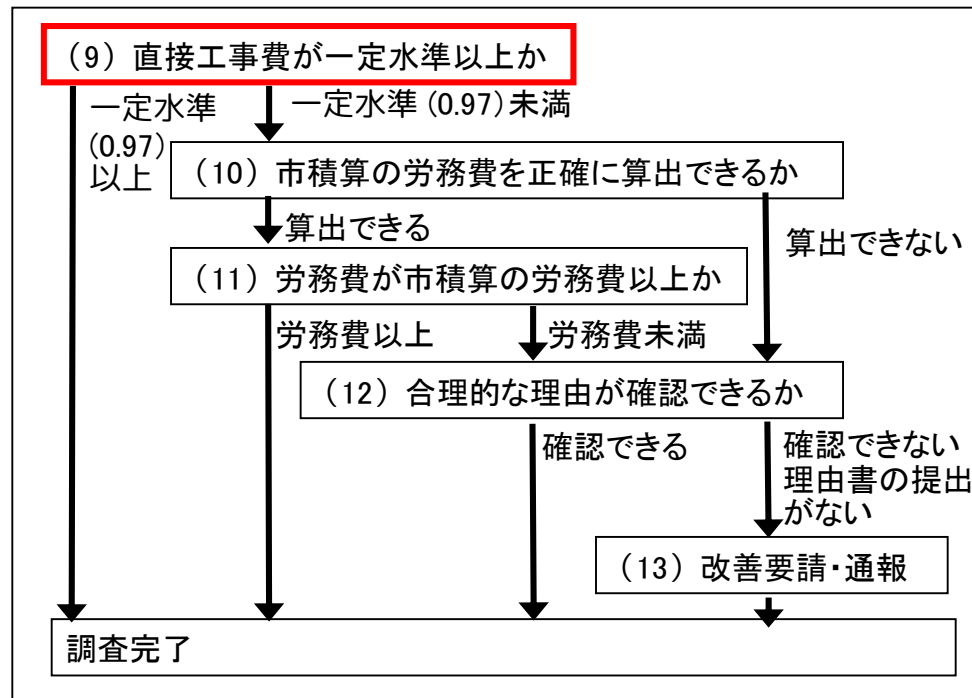
**カ** 提出された工事費等内訳書において、**労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。**

※ただし、令和9年3月31日までに公告、指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としません。

# 4 労務費ダンピング調査(発注者) (1/5)

## (9) 直接工事費が一定水準以上か

労務費ダンピング調査



「労務費ダンピング調査」とは発注者が工事費等内訳書の内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法です。

市積算において、市場単価等が含まれる場合、労務費のみを正確に集計することは困難なため、**直接工事費を指標**として調査を行います。

発注課は、落札決定後、**工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費(A)**と**市積算の直接工事費(B)**を比較し、その金額が**一定水準(市積算の直接工事費に0.97を乗じた金額(1万円未満切捨))**以上であるか確認します。

- ⇒ 一定水準以上の場合 → 調査完了
- ⇒ 一定水準未満の場合 → 「(10)市積算の労務費を正確に算出できるか」へ進む

### 例 一定水準未満の場合

#### A 工事費内訳書(入札時提出用)

工事費内訳書(入札時提出用)						
工事名	〇〇工事			会社名 代表者名	(株)〇〇建設	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費		式		<b>A</b>	<b>9,500,000</b>	

**A** 工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費 「9,500,000」

**B** 市積算の直接工事費 「10,000,000」  
 $10,000,000 \times 0.97 = 9,700,000$  (1万円未満切捨)

$$\frac{9,500,000}{(A)} < \frac{9,700,000}{(B) \times 0.97}$$

#### B 市積算の直接工事費

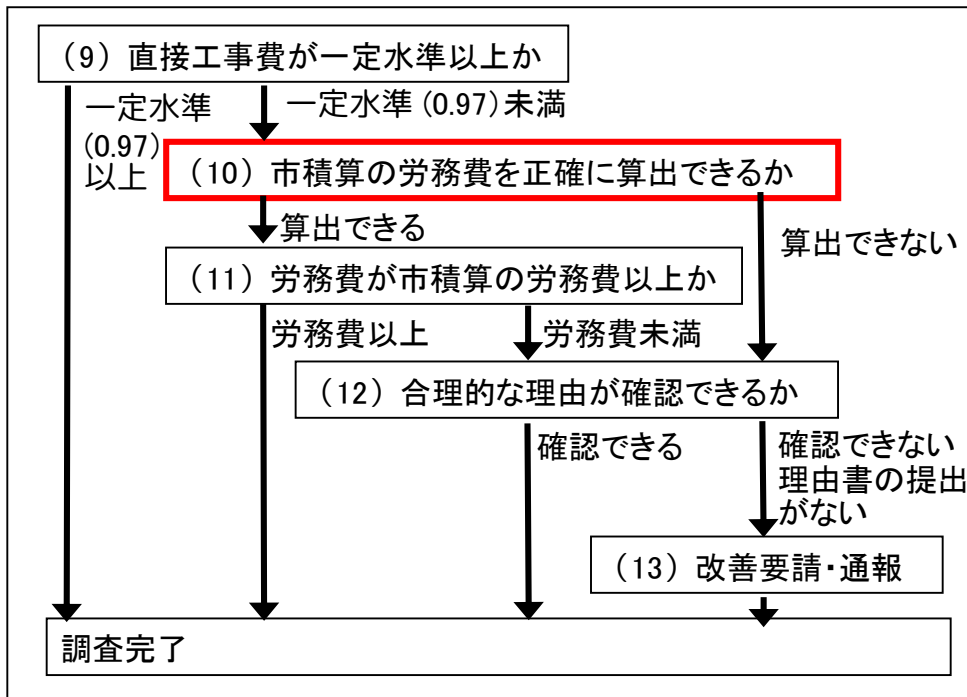
設計内訳書						
工事名				事業区分	道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費		式	1	<b>B</b>	<b>10,000,000</b>	

○ 直接工事費が一定水準(市積算の直工費×0.97)未満であることから調査を継続する  
 「(10)市積算の労務費を正確に算出できるか」へ進む

# 4 労務費ダンピング調査(発注者) (2/5)

## (10)市積算の労務費を正確に算出できるか

労務費ダンピング調査



「市積算の労務費を正確に算出できる」とは、市積算が**労務費・材料費・機械経費に分離可能な単価のみで積算されている**ことをいいます。(市場単価等の材公共の単価が含まれていない)

表1 工事費内訳書へ記載する内容(労務費) R8.1月時点

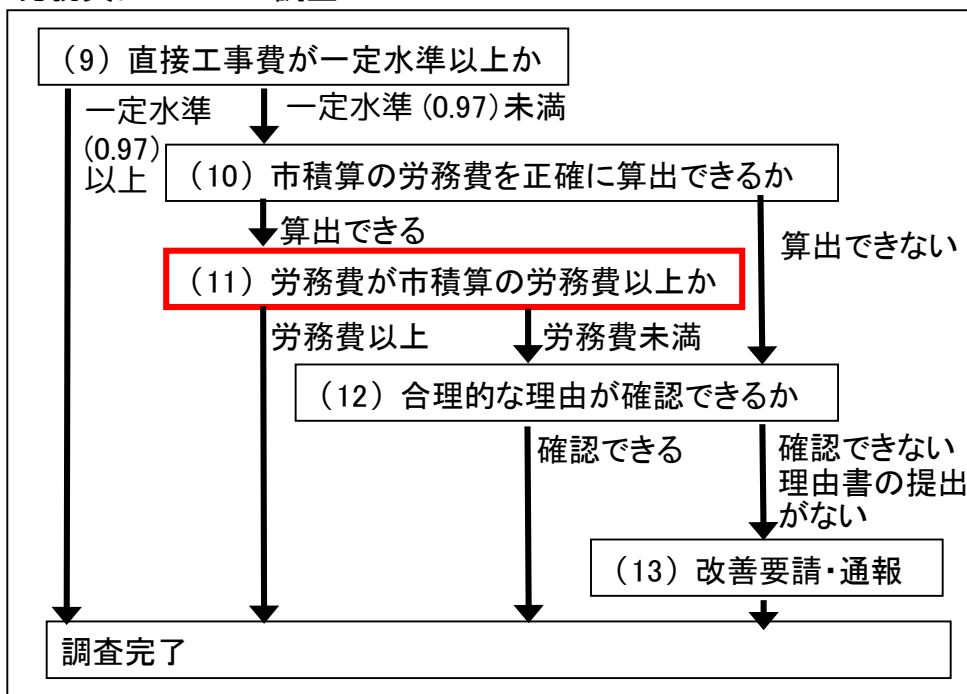
	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種	← これら分離可能なもののみで積算
	・施工パッケージ型積算方式の工種	
	・見積単価(材工分離が可能なもの)	

発注課は、市積算の労務費を正確に算出できるかを確認します。

- ⇒ 正確に算出できる場合 → 「(11) 労務費が市積算の労務費以上か」へ進む
- ⇒ 正確に算出できない場合 → 「(12) 合理的な理由が確認できるか」へ進む

## (11) 労務費が市積算の労務費以上か

労務費ダンピング調査



市積算において労務費を正確に算出できる場合、発注課は**工事費内訳書(入札時提出用)に記載された労務費が市積算の労務費以上であるか**を確認します。(市積算の労務費は、積算システムの機労材集計表の集計リスト(労務)を用いる)

- ⇒ 労務費以上である場合 → 調査完了
- ⇒ 労務費未満である場合 → 「(12) 合理的な理由が確認できるか」へ進む

### 例 労務費未満の場合

工事費内訳書(入札時提出用)

(直接工事費のうち、労務費	A 1,500,000	円)
---------------	-------------	----

積算の労務費(機労材集計 集計リスト(労務))

コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
R0125	土木一般世話役		人				
トータル額					B	1,574,885	

- A 工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費「1,500,000」
- B 市積算の直接工事費「1,574,885」  
=1,570,000(1万円未満切捨)

$$\frac{1,500,000}{1,570,000} < \frac{1,500,000}{1,574,885}$$

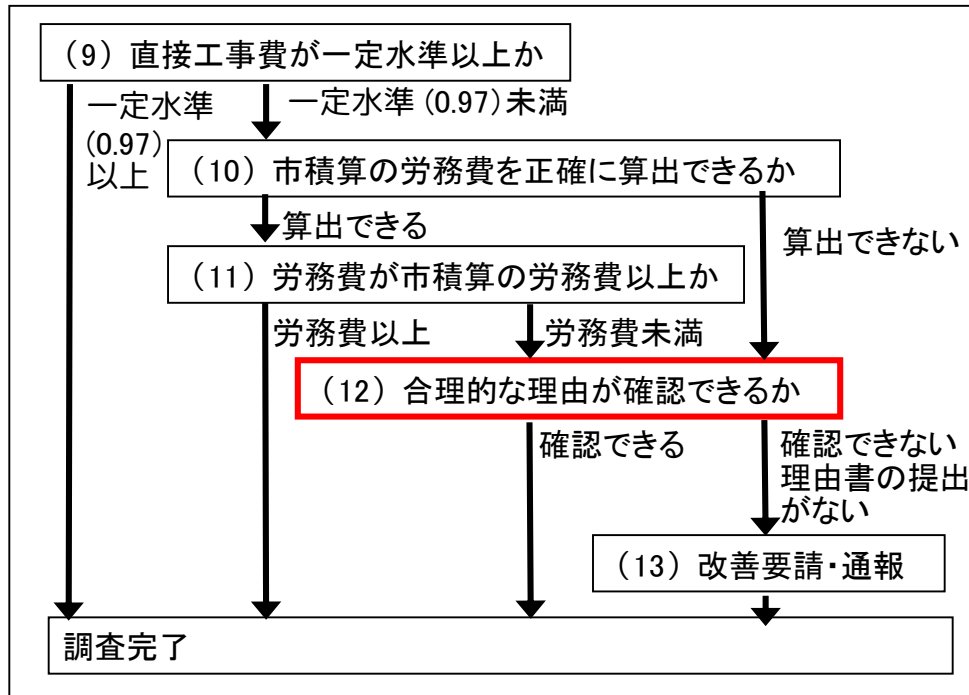
(A) < (B)

○ 労務費が市積算未満であることから調査を継続する  
⇒ 「(12) 合理的な理由が確認できるか」へ進む

# 4 労務費ダンピング調査(受注者)(発注者) (3/5)

## (12)合理的な理由が確認できるか

労務費ダンピング調査



工事費等内訳書の作成において、賃金の原資となる「労務費」が適切に確保(入札金額に含まれる労務費について、市積算の100%相当を確保)されているかを確認します。

### 発注者

#### 1. 工事費内訳書(入札時提出用)の確認と理由書の提出

発注課は、工事費内訳書(入札時提出用)において、適用している単価と歩掛を確認します。そのため、様式1により理由書の提出を求めます。

### 受注者

#### 2. 受注者の対応

理由書の提出を求められた場合、期限日までに様式2を提出してください。

### 発注者

#### 3. 発注課による理由(様式2)の確認

- ⇒ 合理的な理由が確認できる場合 → 調査完了
- ⇒ 合理的な理由が確認できない場合 → (13)改善要請・通報へ

### 様式1:理由書の提出について(発注課から受注者へ)

様式1 (第4条第2項第3号関係)

第 号  
令和 年 月 日

(株) ○○  
代表取締役 ○○ ○○ 様

志摩市長 ○○○○

理由書の提出について

下記工事において、貴社が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準に満たないことから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

工事名 :  
 期限日 : 年 月 日 (通知日の翌日から起算して3 開庁日目を標準とする)  
 提出資料 : 理由書 (様式2)



### 【合理的とみなす例】

- ・市の想定とは異なる工法(ICT施工など)での施工を想定した歩掛で算出
- ・過去に自社で施工した類似実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している
- ・下請見積が材工一式で、労務費の分離が不可能な場合



### 【合理的ではない例】

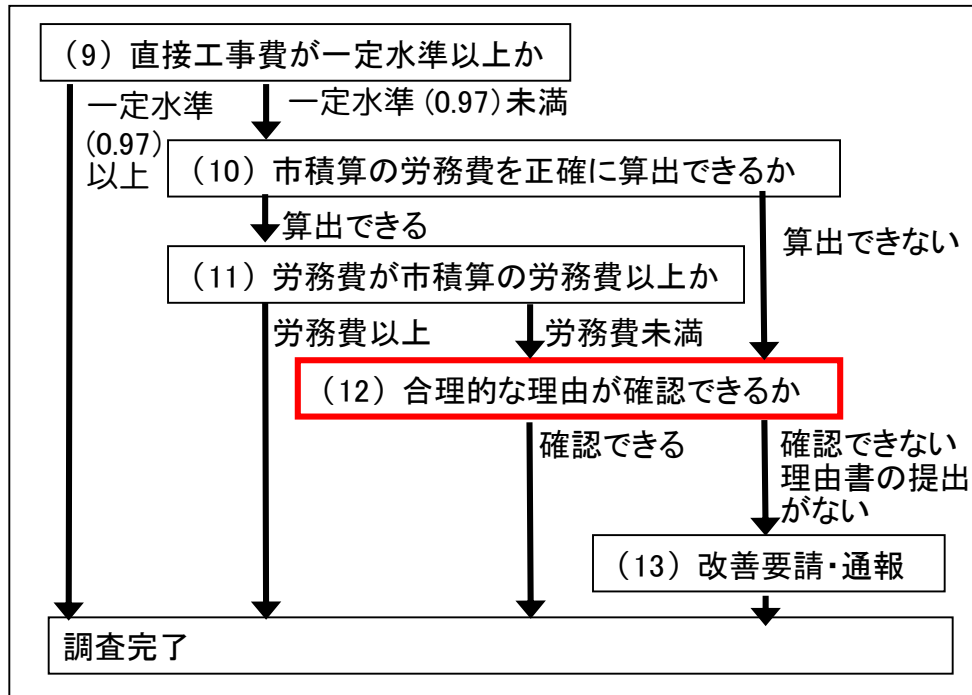
- ・単価の据え置きによる減額
- ・歩切による減額
- ・予算額や、相見積を前提とした指値
- ・取引関係維持を目的とした減額
- ・工事条件を考慮しない価格設定
- ・一律一定比率を乗じた価格設定

→ 志摩市における「合理的な理由が確認できないもの」は次ページ

# 4 労務費ダンピング調査(受注者)(発注者) (4/5)

## (12)合理的な理由が確認できるか

労務費ダンピング調査



### 志摩市における「合理的な理由が確認できない者」について

#### 発注者

当面の間、志摩市においては以下の場合には合理的な理由が確認できないものとみなします。

- (1) 理由書が提出期限までに提出されていない
- (2) 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- (3) 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した(想定落札率など)

#### 受注者

様式2の記載にあたっては、以下に留意してください。

### 様式2: 理由書(受注課から発注者へ)

様式2 (第4条第2項第3号関係) 令和 年 月 日

(宛先) 志摩市長

住所  
商号又は名称 **受注者〇〇〇〇**  
代表者 氏名

理 由 書

工事名：  
上記工事について、当該労務費で入札した理由は、下記のとおりです。

記

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

- 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した。
- 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切りや、一定率を乗じるなどして減額した。

○理由

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由 (合理的な理由がある)

#### 【注意事項】



左のチェック欄□にレ点がある場合は「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

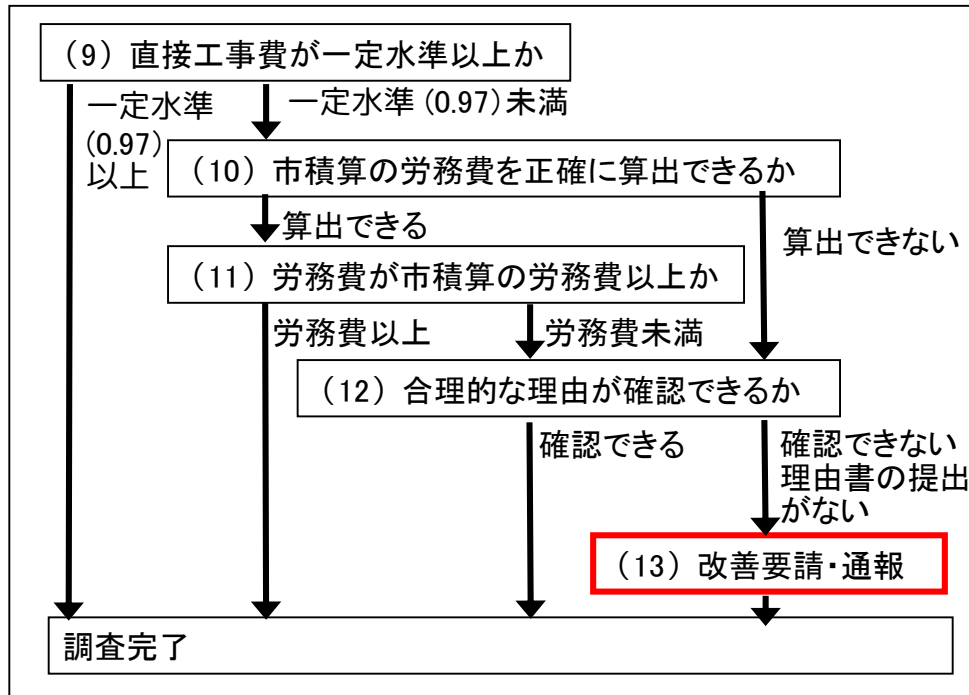


具体的な理由を記入してください。  
※理由欄に記載がない場合は、「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

# 4 労務費ダンピング調査(受注者)(発注者) (5/5)

## (13)改善要請・通報

労務費ダンピング調査



合理的な理由が確認できない場合は以下のとおり対応します。

1. 発注課は落札者へ、様式3により改善要請する
2. 発注課は検査契約課へ、様式4により報告する
3. 検査契約課は建設Gメンへ、様式5により通報する

なお、契約手続きは、調査の有無にかかわらず、進めるものとします。

※労務費ダンピング調査について、本資料に記載のない事項については「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月)」をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf)

※「建設Gメン」とは、国土交通省の職員で、建設工事に関する取引において、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、各種情報収集を通じて、取引状況の監視強化や調査に取り組み、不適当な取引行為に対する改善指導などを通じて、取引の適正化を進めています。

### 様式3:改善要請(発注課から受注者へ)

様式3 (第5条関係)

第 号  
令和 年 月 日

(株) ○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 様

志摩市長 ○○ ○○

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講ずるよう、要請します。

記

工事名:

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

### 様式4:報告(発注課から検査契約課へ)

様式4 (第5条関係)

令和 年 月 日

(宛先) 総務部検査契約課

○○部 ○○課長

労務費ダンピング調査の結果について(報告)

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により報告します。

記

- 1 工事名
- 2 開札日 令和 年 月 日
- 3 添付資料
  - ・理由書の提出について(様式1)
  - ・理由書(様式2)
  - ・改善要請(様式3)
  - ・金入設計書
  - ・工事費内訳書(入札時提出用)及び工事費内訳書(入札時提出用)

### 様式5:通報(検査契約課から建設Gメンへ)

様式5 (第6条関係)

第 号  
令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局  
建政部 建設産業課長 様

志摩市総務部検査契約課長

労務費ダンピング調査の結果について(通報)

志摩市が発注する下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので下記により通報します。

記

- ・工事名
- ・該当する入札参加者の商号又は名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名
- ・建設業の許可番号
- ・該当する工事名
- ・入札日
- ・応札率
- ・理由の確認の結果(様式1~4)
- ・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書(回答含む)
- ・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方 直接工事費に0.97を乗じる
- ・金入設計書
- ・工事費等内訳書(入札時提出用)及び工事費内訳書(入札時提出用)

## 5 【契約後】 請負代金内訳書の提出及び確認

# 5 【契約後】 請負代金内訳書の提出及び確認(受注者) (1/2)

## (14) 労務費等を記載した請負代金内訳書の提出

受注者は、契約締結後、工事請負契約約款の条項に基づき、**労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費**を記載した「**請負代金内訳書**」の提出が必要となります。

請負代金内訳書の提出は、当初契約締結後、14日以内に工程表と併せて提出してください。

### 受注者

受注者は、請負代金内訳書を契約後14日以内に、**①～⑤すべての項目を記載**のうえ、提出してください。

入札時に提出した工事費内訳書(入札時提出用)を利用することも可能です。

※入札時に記載した労務費等を見直しする場合は、見直し後の金額を記載してください。

※建設Gメンから、発注者に調査の依頼がある場合は、請負代金内訳書を提供する場合があります。

### 工事費内訳書(入札時提出用)

工事名		会社名 代表者名					
区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
L1 道路修繕		式					
L2 道路土工		式					
L1 工事原価		式					
L2 一般管理費等		式					
L1 工事価格		式					

(直接工事費のうち、労務費)		円)
(直接工事費のうち、材料費)		円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額)		円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金)		円)
(工事原価のうち、安全衛生経費)		円)

様式

(宛先) 志摩市長

令和 年 月 日

住所又は所在地  
受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

### 請負代金内訳書

工事名  
契約年月日  
工期

から まで

請負代金内訳

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

- ① (直接工事費のうち、労務費) 円)
- ② (直接工事費のうち、材料費) 円)
- ③ (現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額) 円)
- ④ (現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金) 円)
- ⑤ (工事原価のうち、安全衛生経費) 円)

※内訳については、工事費内訳書(入札時提出用)を利用しても良いこととする。

## 5 【契約後】 請負代金内訳書の提出及び確認(発注者) (2/2)

### 発注者

発注課は、右記の③「法定福利費」のみ確認します。

#### ③法定福利費の事業主負担額

法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、請負代金内訳書に記載された法定福利費が法定福利費概算額の1/2以上であることを確認します。

※発注者が算出する法定福利費概算額は、あくまでも工事価格に工種別の「工事価格にしめる法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものとなります。実際に事業主が負担する額は、労働者の雇用形態などに応じて決定されます。

#### ④建設業退職金共済制度の掛金

④建退共掛金については、請負代金内訳書では確認せず、共通仕様書(1-1-1-44の5)に基づき提出される掛金収納書で、金額とその算出根拠を確認します。

【P3「共済証紙の購入について」に示す方法】

その他の項目(①、②、⑤)については、国からの確認要請等がないことから、当面の間、確認しません。

様式

令和 年 月 日

(宛先) 志摩市長

住所又は所在地  
受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

### 請負代金内訳書

工事名  
契約年月日  
工期

から まで

請負代金内訳

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額
~~~~~								
~~~~~								
~~~~~								

- ① (直接工事費のうち、労務費) 円)
- ② (直接工事費のうち、材料費) 円)
- ③ (現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額) 円)
- ④ (現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金) 円)
- ⑤ (工事原価のうち、安全衛生経費) 円)

※内訳については、工事費内訳書(入札時提出用)を利用しても良いこととする。